

# 南大東村告示第14号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）  
第3条第1項の健全化判断比率の公表及び同法第22条第1項資金不足比  
率の公表について、次のとおり公表する。

平成30年10月12日

南大東村長 仲 田 建 匠

## 平成29年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

○平成29年度南大東村各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (△7.95%)	— (△12.40%)	6.9	— (△-327.5%)
早期健全化基準	15.00	20.00	25.00	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.00	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額がないことを表示し、参考値として黒字の比率を(△)で示す。

## 資金不足比率

○各会計における「資金不足比率」については、平成28年度決算において資金不足を生じた公営企業はありません。

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
南大東村簡易水道事業特別会計	— (△0.5%)	20.0
南大東村農業集落排水事業特別会計	— (△0.2%)	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、資金不足が生じていないことを表示し、参考値として資金余剰の比率を(△)で示す。

○健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して、9月定例議会へ報告いたしました。